

相続定期預金『池田泉州ゴールドプラス』

2018年12月15日現在適用中

項目	内容
1. 商品名	池田泉州ゴールドプラス
2. 販売対象	金融機関での相続手続き完了後1年以内に、その相続により取得したご預金を原資としてお預入れいただける個人のお客さま
3. 期間	6カ月 ※自動継続型のお取扱いはできません。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 100万円以上1,000万円未満 ※相続金受取額以内、他金融機関でお受取りになられた相続預金も対象となります。 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)計算方法	預入時の池田泉州ゴールドプラス専用金利を満期日まで適用します。 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。
7. 手数料	特に定めはありません。
8. 課税方式	分離課税（税率20%） ※ただし、「復興特別所得税0.315%」が付加される2013年から2037年までの間にお受取りになる利息には、20.315%の税金がかかります。 マル優でのお取扱いもできます。
9. 中途解約時の取扱い	原則中途解約はできません。しかし、当行がやむをえないものと認めて中途解約する場合は解約日における普通預金の店頭表示利率により計算した利息とともに払戻します。
10. 金利情報の入手方法	窓口までお問い合わせください。
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時に「お預入れされる方が相続人であること」「金融機関での相続手続き完了時期」「お預入原資を相続により引き継いだこと」が確認できる書類をご提出いただきます。 ・本商品は複数店でのお預入れはできません。 ・窓口でのお申込みに限らせていただきます。 ※ATM、ダイレクトバンキングでのお預入れはできません。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替え継続日における普通預金利率により計算します。
12. お客さまへの重要説明事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該商品は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金融情勢の変化等により、商品内容を変更、またはお取扱いを中止させていただく場合があります。

当行が契約している指定紛争解決機関は、一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先：全国銀行協会相談室（TEL 0570-017109 または 03-5252-3772）